

政令第 号

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第十条第一項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する」を「当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条第四項第五号中「運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができない」を「運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した」に改める。

第六条第三項第一号を次のように改める。

一 第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は十分間以上継続して検出された場合に限る。） 一時間当たり五マイクロシーベルト

第六条第四項第四号中「非常用」を「通常」に、「注入によつても」を「挿入により」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十五年十二月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

原子力緊急事態の発生に係る判断基準のうち原子力事業所の区域の境界付近等において検出された放射線量の基準を一時間当たり五マイクロシーベルトに改める等の必要があるからである。